

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月17日
【会社名】	森ビル株式会社
【英訳名】	MORI BUILDING Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 稔
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03(6406)6321
【事務連絡者氏名】	財務企画部 部長 小坂 雄一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03(6406)5023
【事務連絡者氏名】	財務企画部 部長 小坂 雄一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 13,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年1月29日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書及び平成22年2月15日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成22年2月17日に振替社債の総額を増額のうえ決定し、引受人及び引受けの条件等を内定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行社債（短期社債を除く。）
券面総額又は振替社債の総額の欄
発行価額の総額の欄
利率の欄
利払日の欄
利息支払の方法の欄
償還期限の欄
償還の方法の欄
申込期間の欄
払込期日の欄
欄外注記
- 2 社債の引受け及び社債管理の委託
(1) 社債の引受け
- 3 新規発行による手取金の使途
(1) 新規発行による手取金の額
(2) 手取金の使途

3【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

券面総額又は振替社債の総額の欄

(訂正前)

券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円_(注)_11
------------------	-------------------

(訂正後)

券面総額又は振替社債の総額（円）	金13,000百万円
------------------	------------

発行価額の総額の欄

(訂正前)

発行価額の総額（円）	金10,000百万円_(有価証券届出書提出日現在の見込額である。)_
------------	------------------------------------

(訂正後)

発行価額の総額（円）	金13,000百万円
------------	------------

利率の欄

(訂正前)

利率（%）	未定 (東短キャピタルマーケット株式会社提示の円の3年スワップ・オファード・レートに1.00%を加えた率～同レートに1.20%を加えた率を仮条件とする。)_ (注)_ 12
-------	---

(訂正後)

利率（%）	未定 (東短キャピタルマーケット株式会社提示の円の3年スワップ・オファード・レートに1.00%を加えた率～同レートに1.20%を加えた率を仮条件とする。)_ (注)_ 11
-------	---

利払日の欄

(訂正前)

利払日	毎年3月4日及び9月4日_(注)_ 13
-----	----------------------

(訂正後)

利払日	毎年3月4日及び9月4日_(注)_ 12
-----	----------------------

利息支払の方法の欄
(訂正前)

利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成22年9月4日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各4日にその日までの前半か年分を支払う。(注) 13</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記(注)「10. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
---------	--

(訂正後)

利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成22年9月4日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各4日にその日までの前半か年分を支払う。(注) 12</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記(注)「10. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
---------	--

償還期限の欄

(訂正前)

償還期限	平成25年3月4日(注) 14
------	-----------------

(訂正後)

償還期限	平成25年3月4日(注) 13
------	-----------------

償還の方法の欄

(訂正前)

償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成25年3月4日にその総額を償還する。(注) 14 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記(注)「10. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
-------	--

(訂正後)

償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成25年3月4日にその総額を償還する。(注) 13 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記(注)「10. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
-------	--

申込期間の欄

(訂正前)

申込期間	平成22年2月25日(注) 15
------	------------------

(訂正後)

申込期間	平成22年2月25日(注) 14
------	------------------

払込期日の欄

(訂正前)

払込期日	平成22年3月4日(注) 15
------	-----------------

(訂正後)

払込期日	平成22年3月4日(注) 14
------	-----------------

欄外注記

(訂正前)

(注)

<前略>

11. 振替社債の総額については、上記のとおり内定しているが、需要状況を勘案したうえで増減することがあり、平成22年2月16日から平成22年2月23日までの間に正式に決定する予定である。
12. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成22年2月19日から平成22年2月25日までの間に決定する予定である。
13. 利払日については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の6ヶ月毎の応当日に変更される。
14. 償還期限については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の3年後の応当日に変更されるものとし、当該応当日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日に変更されるものとする。
15. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しているが、利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成22年2月15日から平成22年2月25日までを予定しており、実際の利率の決定については、平成22年2月19日から平成22年2月25日までのいずれかの日を予定している。また、払込期日についても平成22年2月26日から平成22年3月4日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成22年2月19日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成22年2月26日」となることがありますのでご注意ください。

(訂正後)

(注)

<前略>

11. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成22年2月19日から平成22年2月25日までの間に決定する予定である。
12. 利払日については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の6ヶ月毎の応当日に変更される。
13. 償還期限については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の3年後の応当日に変更されるものとし、当該応当日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日に変更されるものとする。
14. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しているが、利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成22年2月15日から平成22年2月25日までを予定しており、実際の利率の決定については、平成22年2月19日から平成22年2月25日までのいずれかの日を予定している。また、払込期日についても平成22年2月26日から平成22年3月4日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成22年2月19日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成22年2月26日」となることがありますのでご注意ください。

(注) 11の全文削除及び12、13、14、15の番号変更

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定 <u>(注) 1</u>	未定 <u>(注) 1</u>	未定 <u>(注) 1</u>	未定 <u>(注) 1</u>
計	—	<u>10,000</u> <u>(注) 2</u>	—

- (注) 1. 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものはみずほ証券株式会社（東京都千代田区大手町一丁目5番1号）、日興コーディアル証券株式会社（東京都千代田区丸の内三丁目3番1号）及び三菱UFJ証券株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目4番1号）に内定しているが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成22年2月16日から平成22年2月23日までの間に決定し、平成22年2月19日から平成22年2月25日までの間に買取引受契約を調印する予定である。
2. 引受金額の合計額については、平成22年2月16日から平成22年2月23日までの間に正式に決定する予定である。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	5,200	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金35銭とする。
日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,900	
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	3,900	
計	—	<u>13,000</u>	—

- (注) 引受人、引受金額及び引受けの条件については、上記のとおり内定しているが、平成22年2月19日から平成22年2月25日までの間に買取引受契約を調印する予定である。

(注) 1の番号及び2の全文削除

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額 (百万円)	発行諸費用の概算額 (百万円)	差引手取概算額 (百万円)
10,000	150	9,850

(注) 上記金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額である。

(訂正後)

払込金額の総額 (百万円)	発行諸費用の概算額 (百万円)	差引手取概算額 (百万円)
13,000	160	12,840

(注) の全文削除

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額9,850百万円は、その全額を既存の長期及び短期借入金の返済に充当する予定である。

(訂正後)

上記差引手取概算額12,840百万円は、その全額を既存の長期及び短期借入金の返済に充当する予定である。